

令和3年

第 7 回 三戸町農業委員会総会議事録

令和3年7月12日(月) 開催
於 三戸町役場4階会議室

三戸町農業委員会

1. 開催日時 令和3年7月12日(月) 午後2時0分 から 午後2時30分

2. 開催場所 三戸町役場4階会議室

3. 出席委員 12名

会長 14番 梅田 晃
会長職務代理者 13番 新田 豊
委員 1番 野中 京子
委員 番
委員 3番 佐々木 俊一
委員 4番 沼邊 義雄
委員 5番 神谷 陽一
委員 番
委員 7番 上野 敏昭
委員 8番 老久保まゆみ
委員 9番 照井 秀美
委員 10番 山下 正一
委員 11番 戸花 進
委員 12番 一ノ渡 重義

4. 欠席委員 2名

委員 2番 松本 誠子
委員 6番 中澤 隆浩
委員 番
委員 番

5. 現地調査報告 3名

推進委員 16 武士沢 隆悦
17 水梨 敏晴
23 大村 彰

6. 議事日程

第1 会議録署名者の指名について
第2 会期の決定について
第3 議案第16号 農地法の適用外証明について
第4 議案第17号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
第5 議案第18号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
第6 議案第19号 農用地利用集積計画の決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 極檀 浩
次長 松崎 達雄
主幹 平谷 賢一

8. 議事録署名委員

委員 8番 老久保まゆみ
委員 9番 照井 秀美

9. 会議の概要

議長
(梅田会長)

始礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

はじめに農業委員会憲章を唱和いたします。
12番一ノ渡委員から願います。

【全員で農業委員会憲章を唱和する。】

議長

ご着席願います。
只今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、只今から令和3年第7回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より指名いたします。
8番老久保委員、9番照井委員のご両名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。
これにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしと認め、本日の会議は、1日とすることに決定いたします。

議長

日程第3 議案16号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主幹

【議案第16号を議案書をもとに朗読】

次長

議案第16号について補足説明いたします。

本案は、令和2年第3回総会にて承認されました農地法の適用外証明関係事務処理要領に基づく申請です。

申請地は、平成9年から所有者の親が、コイン洗車場として使用していたもので、実情に合わせたものに是正したいと申請があったものです。

平成15年の航空写真にはコイン洗車場の施設が写っており、当時施設を建てたときの請求書が確認出来ることから、農地以外となってから20年以上の長年月を経過した土地であり、その間、営農に影響のある問題が出ていないことから、農地法の適用外と判断されるものです。

議長

農地法の適用外証明に係る現地調査について、水梨推進委員から報告をお願いします。

水梨
推進委員

現地調査について報告いたします。

7月1日、午前10時から、私と照井農業委員、武士沢推進委員、および事務局とで現地調査を行いました。

番号3は、平成9年に、所有者の親が、コイン洗車場として使用していたため、実情に合わせたものに現状を是正したいと申請したとのことです。

申請地は道路、宅地に囲まれているところで、周囲とは段差があり、境界もはっきりしているため、周囲の農地への影響は無いものと見て参りました。

以上、報告いたします

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第16号を採決いたします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。

議長

日程第4 議案17号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主幹

【議案第17号を議案書をもとに朗読】

次長

補足説明いたします。

番号8は、高齢で管理が困難になった所有者が処分を考えて居たところ、譲受人が買受に応じたものです。

また、農地法第3条第2項各号の許可基準を満たしているため、許可に問題はないものと考えております。

議長

農地法第3条の許可申請に係る現地調査について、大村推進委員から報告をお願いします。

大村
推進委員

現地調査について報告いたします。

7月1日、午前9時30分から、私と沼邊農業委員、竹原推進委員および事務局とで、現地調査を行いました。

番号8の申請地は畔が有り境界もはっきりしているため、問題無いものと見て参りました。

以上、報告いたします

議長	<p>ご苦労さまでした。 それでは、質疑を行います。 何かご質問、ご意見ございませんか。 発言のある方は挙手願います。</p>
	<p>【無しの声多数】</p>
議長	<p>質疑を終結いたします。 これより議案第17号を採決いたします。 本案について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>日程第5 議案18号を議題とします。 事務局より説明願います。</p>
事務局主幹	<p>【議案第18号を議案書をもとに朗読】</p>
次長	<p>議案第18号について補足説明いたします。</p> <p>番号2は、元木平地区にある三戸中央病院から北へ200メートルほどいったところにある土地に、借家が子供の成長に伴い手狭となってきたため、自宅を建設するための転用です。</p> <p>周囲は道路と宅地、分筆元の畑に囲まれた土地となっております。雨水排水は敷地内処理し、建物周囲は碎石敷き、庭を設置することで周辺農地への影響はないと考えられます。</p> <p>立地基準としては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域である「第1種住居地域」に指定されているため、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>一般基準では、資金面、取得面積、周辺への悪影響等も無いと考えられるため許可相当であると判断されます。</p>
議長	<p>農地法第5条の許可申請に係る現地調査について、武士沢推進委員から報告をお願いします。</p>
武士沢 推進委員	<p>現地調査について報告致します。</p> <p>7月1日午前10時から、私と照井農業委員、水梨推進委員及び事務局職員とで、当事者立ち会いのもと、現地調査を行いました。</p> <p>番号2ですが、場所は、三戸中央病院から北へ200メートルほど行ったところにある土地です。</p> <p>譲り受け人は、自宅を建設するための転用として申請したものです。</p> <p>申請地は境界杭により境界は明確であり、また周囲の農地に影響を及ぼす心配がないことから、農地転用はやむを得ないとみてまいりました。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ご苦労さまでした。 それでは、質疑を行います。 何かご質問、ご意見ございませんか。 発言のある方は挙手願います。</p>

【無しの声多数】

議長 質疑を終結いたします。
これより議案第18号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしと認め、本案は許可相当との意見を添え県知事に送付することにいたします。

議長 日程第6 議案19号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主幹 **【議案第19号を議案書をもとに朗読】**

次長 議案第19号について補足説明いたします。

本案は、農地中間管理機構が実施する農地の貸借に関わる農用地利用集積計画を審議、決定いただくもので、貸し渡し人、中間管理機構及び借り受け人の貸借を一括で行うものとなっています。

規模拡大を考えて居た借り受け人の借り入れ条件と貸し渡し人の農地の条件が合致し合意に至ったものです。

議長 それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長 質疑を終結いたします。
これより議案第19号を採決いたします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。

議長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。

議長 これをもちまして、令和3年第7回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。
終礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

終了 午後2時30分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名押印する。

令和3年7月12日(月)

議長 梅田 晃
会長 14 番

Ⓜ

会議録署名者 老久保まゆみ
委員 8 番

Ⓜ

会議録署名者 照井 秀美
委員 9 番

Ⓜ
